

平成 27 年 4 月 30 日

お 知 ら せ

件 名	平成 27 年度 第 1 回国営事業評価技術検討会の開催
-----	------------------------------

お知らせ内容

北海道開発局では、国営土地改良事業等の効率性及び透明性の向上を図るため、事業評価を実施しており、この度、平成 27 年度第 1 回国営事業評価技術検討会を下記のとおり開催します。

なお、本技術検討会開催後、議事概要等をホームページで公表します。

記

- | | | |
|-------|---|--------|
| 1 日 時 | 平成 27 年 5 月 13 日 (水) | 10:00~ |
| 2 場 所 | 札幌第 1 合同庁舎 10 階 共用第 1 会議室
(札幌市北区北 8 条西 2 丁目) | |
| 3 内 容 | 委員長選任、審議 (運営、スケジュール等) | |

会場の席に限りがあるため、傍聴を希望される方は、前日までに以下のとおり連絡願います。撮影については、会議の冒頭までとさせていただきます。

【宛 先】北海道開発局農業水産部農業計画課 技術検討会事務局

FAX 番号 011-709-2145 メールアドレス hyouka@hkd.mlit.go.jp

【記載事項】御氏名 (ふりがな)、連絡先住所、電話番号

差し支えなければ 勤務先、所属団体

※御提供いただいた個人情報は、確認用のみに使用し他の目的には使用いたしません。

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 農業計画課	事業計画推進官	松野 康夫	011-709-2311 内線 5513
	北海道開発局 農業計画課	負担対策専門官	佐々木 信也	011-709-2311 内線 2068

平成27年度国営事業評価技術検討会委員名簿

<small>おかむら</small> 岡村	<small>としくに</small> 俊邦	北海道科学大学空間創造学部教授
<small>こんの</small> 紺野	<small>ひろの</small> 裕乃	北海道開発技術センター調査研究部上席研究員
<small>ながさわ</small> 長澤	<small>てつあき</small> 徹明	北海道大学名誉教授
<small>なかはら</small> 中原	<small>じゅんいち</small> 准一	札幌大谷大学社会学部教授
<small>はたの</small> 波多野	<small>りゅうすけ</small> 隆介	北海道大学大学院農学研究院教授
<small>もり</small> 森	<small>くみこ</small> 久美子	作家・エッセイスト

(五十音順 敬称略)

平成27年度事後評価地区一覧(北海道開発局)

(国営かんがい排水事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
うりゅうがわちゅうおう 雨竜川中央	深川市、妹背牛町、 秩父別町、雨竜町、 北竜町、沼田町	S48～H20	10,515	84,167	貯水池 3箇所、頭首工 3箇所、 揚水機場 2箇所、用水路 94.6km、 排水路 3.5km
ちゅうべつ 忠別	旭川市、東神楽町、 東川町	S59～H20	7,518	33,426	頭首工 1箇所、用水路 140.0km、 排水路 15.0km
まくべつ 幕別	幕別町	S58～H20	960	23,177	貯水池 1箇所、用水路 15.2km、排水路 5.7km

(直轄明渠排水事業)

さらべつ 更別	更別村	H16～H20	2,509	5,900	排水路 15.0km
------------	-----	---------	-------	-------	------------

(国営農地再編整備事業)

なかじゅりん 中樹林	南幌町	H12～H20	771	14,354	区画整理 746ha、農地造成 5ha、 揚水機場 3箇所、用水路 1.2km、 排水路 1.3km、道路 54.9km
---------------	-----	---------	-----	--------	--

(国営総合農地防災事業)

みなみしべちや 南標茶	標茶町	H14～H20	916	6,888	排水路 16.2km、暗渠排水 703ha、整地 409ha
----------------	-----	---------	-----	-------	--------------------------------

傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います。（会議で配付した資料に訂正等が生じた場合に、資料を訂正等の後、郵送いたします。記入いただいた氏名等は他の目的に使用しません。）
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守^{じゅんしゅ}して下さい。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明すること御遠慮願います。
 - 2) カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為は御遠慮願います。（報道機関関係者の方は除きますが、会議の適切な運営の支障となるような場合には、禁止又は制限することがあります。）
 - 3) 食事又は喫煙は御遠慮願います。
 - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為は御遠慮願います。